

私立高校には学費負担を 軽減する制度があります

授業料の負担軽減

国の助成

就学支援金

年収目安 約910万円 ※

都の助成

授業料軽減助成金

→都内在住要件があります。

年 **46万1,000円**

(都内私立高校平均授業料相当
ただし在学校の授業料が上限)

※年収目安について

- ・保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。
- ・年収は目安であり、審査は区市町村民税課税標準額等に基づき行います。
- ・所得要件を超えている場合でも、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯は、年5万9,400円負担が軽減されます。

授業料以外の負担軽減

都の助成

奨学給付金

→都内在住要件があります。

年 **13万8,000円** (最大)

学費全般の支援

貸付(無利子)

育英資金

→都内在住要件があります。

年 **42万円**

全ての制度は併用できます！
育英資金以外の各制度は毎年申請が必要です。

詳しくは次のページをご覧ください。
お問合せ先は裏面にあります。

都認可の私立通信制高校※も授業料負担が軽減されます！

制度の概要については私学財団HP でご確認ください。

年収目安約590万円～約910万円
就学支援金+授業料軽減助成金＝
25万4,000円
(都認可私立通信制高校平均授業料相当)

※ NHK学園高等学校、大原学園高等学校、科学技術学園高等学校、北豊島高等学校、聖パウロ学園高等学校、東海大学付属望星高等学校、日黒日本大学高等学校、立志高等学校

保護者の年収目安と軽減額(年額)

世帯年収等により軽減額が異なります。
利用できる制度を確認してください！



	授業料の負担軽減 ※1		授業料以外の負担軽減	学費全般の支援
	就学支援金(国)	授業料軽減助成金(都)	奨学給付金(都)	育英資金(都)
所得要件超過 多子世帯※2		59,400円		
約910万円 ~ 約590万円	118,800円	342,200円	授業料負担が 最大 461,000 円 軽減されます！ 	
約590万円 ~ 約270万円	396,000円			世帯の条件によって利用可能な貸付制度です。 420,000円
約270万円 未満 住民税が「非課税」又は「均等割」のみの世帯			138,000円 + 103,500円	
生活保護世帯			52,600円	

年収目安(モデル世帯) ※3

- ※1 就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額は、46万1,000円の範囲内で在学学校の授業料(保護者が負担した金額)が上限となります。
なお、就学支援金により授業料が全額軽減される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。
- ※2 多子世帯:扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯
- ※3 年収目安は、保護者1人のみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)をモデルとした場合です。
年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

「就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金・育英資金(一般募集)」の申請について

入学先の私立高等学校等から、各制度の申請手続きについてお知らせします。
また、当財団のホームページからも随時ご案内しています。

※育英資金には中学3年次に申し込む予約募集(高等学校等進学後の貸付)もあります。



国の助成

就学支援金

私立高等学校等に通う生徒が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、家庭の教育費負担を軽減する制度です。

対 象 者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。		
軽 減 額 (単位制の学校は 軽減額が異なります)	区分(令和2年7月～)	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)
	区市町村民税課税標準額 × 6% — 区市町村民税調整控除額(※)が、 154,500円未満の世帯	約590万円未満	39万6,000円
	区市町村民税課税標準額 × 6% — 区市町村民税調整控除額(※)が、 304,200円未満の世帯	約910万円未満	11万8,800円
	※調整控除の額に、政令指定都市の場合3/4を乗じる。		

都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、都が授業料の一部を助成する制度です。

対 象 者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。生徒が学校の指定する寮などに入り、都内から都外に移り住んだ場合は、助成の対象となります。		
軽 減 額	区分	年収の目安4人世帯(夫婦と子2人)の例	軽減額(年額)
	A 区市町村民税課税標準額 × 6% — 区市町村民税調整控除相当額(※)が、 154,500円未満の世帯	約590万円未満	6万5,000円
	B 区市町村民税課税標準額 × 6% — 区市町村民税調整控除相当額(※)が、 304,200円未満の世帯	約910万円未満	34万2,200円
	C 上記Bの基準を超過する場合で、世帯人数に対応した基準額以下の世帯		
	D 上記Cの基準を超過する場合で、扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯(多子世帯)		5万9,400円
	※調整控除相当額について 申請者(保護者)1人のみ所得がある世帯で、ひとり親家庭又は配偶者の収入(パート等)が 配偶者控除の範囲内の所得の世帯=1,500円 申請者(保護者)とその配偶者が共に所得がある世帯で、配偶者控除を受けていない世帯又は 配偶者に収入があり、配偶者特別控除を受けている世帯=3,000円		

○都認可の私立通信制高等学校については、年収目安約590万円～約910万円の世帯を対象に、就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額が254,000円の範囲内で保護者が負担する在学学校の授業料を上限に助成します。詳細は、当財団ホームページをご覧ください。

都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1～3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。※	
給 付 額 (通信制の学校は 給付額が異なります)	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	10万3,500円 又は 13万8,000円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

貸付(無利子)

育英資金

勉学意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。(就学支援金や授業料軽減助成金とは異なる保護者の所得制限があります。)	
貸 付 月 額	私立	国公立
	3万5,000円	1万8,000円
返 済 方 法	貸付終了から、おおむね11～13年間で返済していただきます。	
保 証 人	連帯保証人2名が必要です。	

育英資金は貸付です!

貸付(無利子)

入学支度金

入学金など入学時に学校に支払う費用のうち、25万円を入学先の学校が無利子でお貸しする制度です。

対 象 者	都内にお住まいで、入学支度金貸付制度のある都内私立の「高等学校」「特別支援学校（高等部）」「高等専門学校」「専修学校（高等課程三年制）」に入学する生徒の保護者です。
返 済 方 法	学校が指定する方法で、3年間の在学期間中に返済していただきます。
保 証 人	連帯保証人が必要です。

お問合せ先

就 学 支 援 金 授 業 料 軽 減 助 成 金 奨 学 給 付 金	東京都私学就学支援金センター ☎ 03-5206-7925(受付時間 平日9:15~17:00) ※6~7月のみ土曜電話受付 (東京都新宿区神楽坂1-15神楽坂1丁目ビル2階・3階)	〈就学支援金〉 都外の学校については、 学校が所在する道府県に お問合せください。
東 京 都 育 英 資 金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課 ☎ 03-5206-7929(受付時間 平日9:15~17:00)	
入 学 支 度 金	入学先の高等学校等に直接お問合せください。 (詳細は学校によって異なる場合があります。)	





公益財団法人 東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、
都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

東京都私学財団

検 索

<http://www.shigaku-tokyo.or.jp>

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

